

報道関係者 各位

平成24年3月1日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

審査官 児嶋 隆司

(直通電話) 03-5403-2169

松蔭学園不当労働行為再審査事件 (平成23年(不再)第2号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会(部会長 諏訪康雄)は、平成24年2月29日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～学園が、給与、賞与及び退職金の支給において、組合員らを非組合員と比べて不利益に取り扱ったことは、不当労働行為に当たるとした事案～

組合員らの勤務成績が非組合員に比べて劣っていたとは認められないこと、労使関係が厳しく対立し、学園が組合や組合員らを一貫して嫌悪していたと認められることからすると、学園が、組合員らに対し、非組合員と比べて、低額の給与及び賞与を支給したことは、不利益取扱いの不当労働行為に当たる。

また、組合員らは、給与の差別がなければ、是正後の給与月額に基づき算出された退職金を受け取るはずであったにもかかわらず、学園は、是正前の給与月額に基づいて退職金を支払い、その後も退職金を是正しなかった。上記労使関係からすると、これは、学園の不当労働行為意思に基づくものと考えざるを得ず、不利益取扱いの不当労働行為に当たる。

I 当事者

再審査申立人 : 学校法人松蔭学園(「学園」)(東京都世田谷区)
教職員110名(平成16年度現在)

再審査被申立人 : 松蔭学園教職員組合(「組合」)(東京都世田谷区)
組合員4名(平成22年9月現在)
組合員A、B及びC

II 事案の概要

- 本件は、学園の次の行為が不当労働行為であるとして、組合が東京都労委に救済申立てを行った事件である。
 - A、B及びCに対し、平成15年度から20年度までの間、非組合員と比べて低額の給与を支給したこと。
 - A、B及びCに対し、平成15年度から20年度までの間、非組合員と比べて低い支給月数により、賞与を支給したこと。
 - A及びBに対し、平成21年9月4日に是正される以前の給与月額に基づいて退職金を支払い、是正後の給与月額に基づいた退職金との差額を支払わなかったこと。
- 東京都労委は、①～③のいずれも不当労働行為に当たるとして、給与、賞与及び退職金について、本来支給されるべき額と既払額との差額に年5分の割合による金員を付加して支払うよう命じたところ、学園は、これを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

(1) 初審命令主文を次のとおり変更する。

ア A、B及びCの平成15年度ないし20年度の給与及び賞与について、次の措置を採らなければならない。

- (ア) 本来支給されるべき給与月額から、既払額を控除した金額について、年5分の割合による金員を支払うこと。
- (イ) 本来支給されるべき賞与の額を、本来支給されるべき給与月額の4.3か月分とし、同額から、既払額を控除した金額について、年5分の割合による金員を支払うこと。
- イ A及びBの退職金について、本来支給されるべき給与月額に基づいて再計算した退職金の額から、既払額を控除した金額について、年5分の割合による金員を支払うこと。
- (2) 本件再審査申立てを棄却する。**

2 判断の要旨

(1) 給与について

平成15年度ないし20年度の給与の支給において、Aら3名は大きな不利益を受けていたことが認められるが、同人らの勤務成績が非組合員に比べて劣っていたとは認められず、この大きな不利益の理由は、学園が組合や組合員を一貫して嫌悪していたからであると考えられる。そうすると、学園が、Aら3名に対し、平成15年度から20年度までの間、非組合員と比べて低額の給与を支給したことは、同人らが組合の組合員であったことを理由とする不利益取扱いであるといえ、これを労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であるとした初審命令は相当である。

(2) 賞与について

学園が、Aら3名に対し、平成21年9月4日の是正時点で支払っていた賞与の支給月数は、本来支給されるべき月数と比べて、すべての年度で下回っており、多い年度では0.7か月分（約27万円～28万円）の格差が生じていた。そして、本来支給されるべき月数の年度平均と比べても、平成15年度ないし17年度は0.3か月分（約11～12万円）、平成18年度ないし20年度は0.4か月分（約16～17万円）低い賞与が支給されていた。したがって、Aら3名に対しては、非組合員と比べて、相当程度低い賞与が支給されていたものといわざるを得ない。

Aら3名の勤務成績が非組合員と比べて劣っていたとは認められないこと、本件労使関係が厳しく対立し、学園が組合や組合員を嫌悪していたと認められることにかんがみれば、学園が、Aら3名に対し、平成15年度から20年度までの間、本来支給されるべき支給月数より相当程度低い支給月数により賞与を支給していたことは、同人らが組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いであると考えざるを得ず、これを労働組合法第7条第1号の不当労働行為であるとした初審命令は結論において相当である。

(3) 退職金について

A及びBは、給与の差別がなければ、平成21年9月4日に是正された後の給与月額に基づき算出された退職金を受け取るはずであったところ、学園は、是正前の給与月額に基づいて退職金を支払い、その後も是正後の給与月額に基づいた退職金との差額を支払わなかった。本件労使関係が厳しく対立し、学園が組合や組合員を嫌悪していたと認められることにかんがみれば、これは、学園の不当労働行為意思に基づくものと考えざるを得ず、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

なお、労働委員会が、退職金について、是正後の給与月額に基づき算出された額と支払済みの額との差額相当額のバックペイを、原状回復措置として命じることは、その裁量権の範囲内に属するものであり、何ら問題となるものではない。

(4) 救済方法について

当委員会も、本件の不当労働行為に対して、初審命令が命じた救済は適切であると思料する。ただし、初審命令交付後の平成23年1月19日、学園が初審命令が命じたとおりに賞与及び退職金の差額部分について支給を行ったため、本件においては、給与だけではなく、賞与及び退職金についても、事実上、年5分の割合により付加して支払う金員に係る部分を除いて精算が終了しているといえる。したがって、賞与及び退職金については、それぞれ、初審命令が支払を命じた額から、平成23年1月19日の支給額を、同日を基準として控除した上で支払うことを命じるものとする。

【参考】

初審救済申立日 平成17年3月28日、平成18年3月29日、平成19年3月23日、平成20年3月25日、平成21年2月24日
(東京都労委平成17年(不)第22号、同18年(不)第36号、同19年(不)第18号、同20年(不)第24号、同21年(不)第17号)

初審命令交付日 平成23年1月14日

再審査申立日 平成23年1月25日